

戸沢村被災中小企業等支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大雨による被害を受けた村内中小企業者および村内小規模事業者の事業再建を支援するため、山形県が実施する被災中小事業支援事業費補助金（以下「県補助金」という。）の額の確定を受けたものに対し、予算の範囲内で戸沢村被災中小企業等支援事業費補助金（以下「村補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 山形県の被災中小企業支援事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）第2条に定めるものをいう。
- (2) 小規模事業者 県要綱第2条に定めるものをいう。

(交付対象者)

第3条 村補助金の交付の対象となる者は、令和6年7月 25 日からの大雨災害により被災した事業用設備等の復旧に係る取組み、県補助金の額の確定を受けた中小企業者又は小規模事業者とする。

(補助の交付額)

第4条 補助金の額は、予算に定める範囲内で次に掲げるとおりとする。

- (1) 復旧に要する経費の合計額が1億円未満の対象事業者であって、法第2条第5項に規定する小規模企業者（以下「小規模事業者」という。）である者が行う補助事業は、補助対象経費の合計額から県補助金の確定した額と受取保険金等を引いた額の3分の2に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下この条において同じ。）又は 500,000 円のいずれか低い額とする。
- (2) 前号の対象事業者であって、小規模事業者以外の者が行う補助事業は、補助対象経費の合計額から県補助金の確定した額と受取保険金等を引いた額の2分の1に相当する額又は 500,000 円のいずれか低い額とする。
- (3) 復旧に要する経費の合計額が1億円以上の対象事業者であって、小規模事業者である者が行う補助事業は、補助対象経費の合計額から県補助金の確定した額と受取保険金等を引いた額の3分の2に相当する額又は 1,000,000 円のいずれか低い額とする。
- (4) 前号の対象事業者であって、小規模事業者以外の者が行う補助事業は、補助対象経費の合計額から県補助金の確定した額と受取保険金等を引いた額の2分の1に相当する額又は 1,000,000 円のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第5条 村補助金を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて村長に令和7年3月 10 日までに提出するものとする。

- (1) 戸沢村被災中小企業等支援事業費補助金交付申請書兼請求書（以下「申請書兼請求書」という。）（様式第 1号）

- (2) 県要綱第6条で定める補助金交付申請書（規則別記様式第1号）と添付書類の写し
- (3) 県要綱第7条で定める補助金交付決定通知書の写し
- (4) 県要綱第10条で定める補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）と添付書類の写し
- (5) 県要綱第11条で定める交付すべき補助金の額が確定したものが分かる書類の写し
- (6) 補助金の支払先となる預金通帳等の写し
- (7) その他村長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 村長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、当該交付申請があった日の翌日から起算して30日以内に村補助金交付の可否を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 村補助金の交付は、前条の規定により交付決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）に対し、当該交付決定者に係る第5条第1号の申請書兼請求書に記載の口座に振り込むことにより行うものとする。

（交付の取消しおよび補助金の返還）

第8条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該交付の決定を取り消した村補助金を既に交付している場合はその全部又は一部について返還を命ずることができるものとする。

- (1) この要綱の規定又はこの要綱に基づく命令もしくは指示に違反があると認められるとき。
- (2) 虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき。
- (3) 県補助金の交付の決定を取り消されたことが認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に村長が不適当と認めたとき。

（帳簿等の保存期間）

第9条 交付決定者は、事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、事業完了後5年間保管しておかなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年10月25日から施行する。

（失効）

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

- 3 第8条から第10条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

戸沢村被災中小企業等支援事業費補助金交付申請書兼請求書

戸沢村長 加藤 文明 殿

申請者 所在地
名称及び代表者名

電話番号

印

戸沢村被災中小企業等支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業者区分 中小企業者 ・ 小規模事業者

2 申請額 _____ 円

※算出方法

補助対象経費（税抜）－ 県の額の確定額 － 受取保険金等 × 補助率
_____ 円 － _____ 円 － _____ 円 × 補助率

3 補助金の交付先

振込先 金融機関	銀行・農協 信用組合			支店
口座種別	普通・当座	口座番号		
フリガナ 口座名義人				

4 添付書類（□に☑をして、添付書類の確認をお願いいたします。）

- ☐ 県要綱第6条で定める補助金交付申請書と添付書類の写し
- ☐ 県要綱第7条で定める補助金交付決定通知書の写し
- ☐ 県要綱第10条で定める補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）と添付書類の写し
- ☐ 県要綱第11条で定める交付すべき補助金の額が確定したものが分かる書類の写し
- ☐ 補助金の支払先となる預金通帳等の写し
- ☐ その他村長が必要と認める書類

(様式第 2 号)

戸まち発第 号
令和 年 月 日

申請者
住所
名称及び代表者名 様

戸沢村長 加藤 文明

戸沢村被災中小企業等支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった戸沢村被災中小企業等支援事業費補助金については、下記とおり交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額 _____ 円